

法務省刑事局 御中

平成 24 年 7 月 6 日

NPO 法人 交通事故後遺障害者家族の会
会員 A

この度は、当NPOに意見陳述の機会を与えて頂いた事に感謝を致します。
以下の内容を陳述致します。具体的事例を別紙に記載しています。

①「心情の意見陳述の対象者の範囲の拡大」について

現法律に「第一項の規定による陳述は、証拠とはならないものとする。」とありますが、陳述拡大以前に陳述を重要視して証拠と認定して頂きたい。加害者に前科がない故意ではない事故であっても被害の重大さを加害者が認識し適切な対応を事故後に行ったか、被害者の声を重要視すべきと考えます。

②「被害者特定事項の秘匿制度」について

警察による供述調書や刑事裁判時に被害者や被害者家族に関する情報について、事件に関係ない話を長時間いろいろと聞かれて大変嫌な思いをしました。被害者や被害者家族情報の秘匿を厳格にして「被害者の秘匿」を守って頂きたいです。

③「被害者等による公判記録の閲覧及び謄写の要件の緩和及び対象者の拡充」について

起訴と不起訴によって開示される情報が異なりますが、民事訴訟において加害者の当日の供述調書が必要な場合もある為、不起訴であっても加害者の供述調書等は開示すべきであると考えます。また起訴にならない理由を明確にして欲しいです。

④「被害者参加制度」について

別紙に具体的事例を記載しています。被害者参加制度は現在はまだ「形式的」な進行に過ぎず裁判員制度のような権限もなく刑罰に被害者の心情は反映されていません。

⑤「損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度」について

加害者が起訴された場合③で情報開示が緩和され、事件検証情報を幅広く開示されるようになりました。しかし民事用に請求すると③で既に開示されている情報を黒塗りされおり手続き上、処理に矛盾が生じている。

⑥「被害者参加人への旅費等の支給に関する検討」について

「交通事故における重度障害者に対する医療の充実（国交省）」により独立行政法人自動車事故対策機構が重度障害者に対して生涯に一度のみ最大2～3年入院出来る療護センターを設立しているがその後の行き先がない。また毎月助成金支援があるが、遷延性意識障害者には費用が足りず助成金の請求方法も実質使用しづらいと在宅介護中のご家族から指摘があります。

交通事故被害者の権利が軽視されているので見直しを求めます

被害者家族からの声

刑事処罰の 厳罰化 NO 執行猶予

夢も希望もある家族が
一生身動きも話す事も
出来ない身体にされる。
加害者は実質何も処罰を
受けなければ事故は減らない。

被害者の 立場と権利 の尊重

- ◎起訴に問わず情報開示
- ◎警察調書日と場所再検討
- ◎過失の有無を問わず重傷者保護の為自賠責満額支給
- ◎被害者参加制度時の尋問内容を大幅に削除しない

正しい 事故検証を 求めます

- ◎事故検証時に必ず飲酒検査
- ◎警察が調書を誘導しない
- ◎警察が誘導した調書に無理矢理署名を求めない